

◎新潟県告示第1439号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊又は海上自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成25年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成24年12月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募集対象			募集期間
男女別	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男子	陸上自衛隊	数十名	平成25年1月7日（月）から 平成25年1月28日（月）まで
	海上自衛隊	数名	
備考	応募者多数の場合、募集期間内であっても早期に締め切る場合があります。		

2 試験期日及び試験会場

試験期日	試験会場
平成25年2月2日（土）	陸上自衛隊高田駐屯地 （上越市南城町3-7-1）
平成25年2月3日（日）	陸上自衛隊新発田駐屯地 （新発田市大手町6-4-16）

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。